

Academic & Student Licenses

アカデミック（学術機関）及びスチューデントライセンス

Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.又はその Siemens Industry Software の関連会社（総称して「SISW」という。）は、お客様と SISW ソフトウェアのためのソフトウェアライセンス及びサービス契約（以下「本契約」という。）を締結しています。本契約は、両当事者が署名をする書面契約又はお客様が電子的に契約に同意をするクリックラップ契約若しくはオンライン契約の形式で締結される場合があります。本条件（以下「アカデミック修正条件」という。）は、SISW により許諾されたアカデミック及び／又はスチューデントライセンスに固有のものです。アカデミック修正条件の条項は、本契約の条項に追加されるものであり、本条項が本契約の条項と矛盾する場合、SISW アカデミック又はスチューデントライセンスに関して、本条項は、本契約の条項に優先します。

1. **定義** アカデミック修正条件において大文字で表記された用語は、アカデミック修正条件で別途定義されている場合を除き、本契約で定義された意味を有します。
 - 1.1 「アカデミックライセンスソフトウェア」 SISW がアカデミックライセンスソフトウェアを指定した場合には、お客様は学術機関または有資格の非営利組織であり、当該ライセンスは、項の教育目的以外に使用しないものとする。
 - 1.2 「アカデミックライセンスソフトウェア」とは、とは、本アカデミック修正条件において SISW が学術機関へのライセンス供与を目的としたアカデミックバンドルとして指定した本件ソフトウェアを意味します。
 - 1.3 「正規ユーザー」とは、アカデミックライセンスソフトウェアに関して、対象地域におけるお客様の教員、職員、学生及び大学院生助手を意味します。
 - 1.4 「学生（スチューデント）」とは、有効なスチューデントライセンスを購入した学生個人であるお客様を意味します。
 - 1.5 「スチューデントライセンス」とは、SISW が、学術授与プログラムに直接関連する研究のためのアカデミック設定での学生へのライセンス供与を目的としたスチューデントライセンスとして指定した本件ソフトウェアを意味します。
 - 1.6 「対象地域」とは、お客様が本件ソフトウェアを購入し、インストールした国を意味します。
2. **アカデミックライセンスに適用される条件** 本件ソフトウェアがお客様に対してアカデミックライセンスとして提供される場合、本契約中に定めるその他すべての条件及び条項に加え、以下の条件が適用されます。
 - 2.1 アカデミックライセンスは、以下の通り、期間限定ライセンス又は永久ライセンスとしてお客様にライセンスされる場合があります。
 - (i) 期間限定ライセンスの期間は、電子的ダウンロードにより本件ソフトウェアをお客様が利用可能になった日の翌月の初日から1年間とし、以後は、両当事者の相互の合意により更新される場合を除き、期間満了となります。期間限定ライセンスには年額料金が発生し、以下に記載する保守サービスが含まれます。いずれの当事者も、少なくとも現期間が満了する60日前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、当該ライセンスを終了させることができます。
 - (ii) 永久ライセンスの期間は、お客様が本条件において修正された本契約の条件を継続して遵守することを前提として、無期限に存続します。お客様に対してアカデミックライセンスソフトウェアの永久ライセンスが付与された場合、お客様が SISW 又は正規のリセラー又は販売代理店に別途に保守サービスを発注しない限り、当該ライセンスには保守サービスは含まれません。
 - 2.2 お客様は、本件ソフトウェアの使用を、正規ユーザーによる、お客様が行う教育的な役割の一部である教育、指導、学位授与プログラム及び研究開発に直接関連する目的のみに制限します。SISW は、以下の事項のために本件ソフトウェアを使用することを明示的に禁止します。
 - (i) 学位を求めない学生を対象とする指導又は教育活動
 - (ii) SISW との別個の契約に基づく本件ソフトウェアのライセンシーである可能性がある第三者を対象とする指導又は教育活動
 - (iii) 商業目的（これには、商業処理、有償の相談業務又は関連会社の業務の処理を含みますがこれに限定しません。）
 - (iv) 販売用又はライセンス用のソフトウェアの開発正規ユーザーがアカデミックライセンスを個人用コンピュータ又は家庭用コンピュータで使用する前提条件として、お客様は、当該正規ユーザーをして、SISW の標準的なアカデミックシングルユーザー契約に署名をさせます。お客様は、署名済みのアカデミックシングルユーザー契約を保管し、SISW による請求に応じて SISW に提出します。
 - 2.3 お客様は、以下に掲げる条件も充たさなければなりません。
 - (i) お客様は、学年度に1回以上実施するコースにおけるお客様の標準的な募集カリキュラムの一環として本件ソフトウェアを使用します。
 - (ii) お客様は、本件ソフトウェアの性能、機能又は方法に関するお客様が発行する予定の全ての文書について、SISW の書面による事前の承認を得ます。

(iii) 正規ユーザーにより開発されたソフトウェアプログラム及び関連する文書で、本件ソフトウェアと関連又は関係するものは全て SISW に開示します。請求された場合は、SISW が当該プログラム及び文書をソースコードの形式で利用できるようにします。お客様は、SISW に対して、当該ソフトウェアプログラムの使用、販売、頒布及び修正を行う非独占的、譲渡可能且つ支払い済みのロイヤルティフリーのライセンスを許諾します。但し、当該規定が当該ソフトウェア及び文書に適用される既存の処理許可又は契約に抵触しない範囲とします。お客様によるこうした既存の許可又は契約が当該規定と矛盾する場合、既存の許可又は契約の規定が当該規定に優先します。但し、当該許可又は契約による制限を SISW に通知することをその条件とします。

- 2.4 SISW の Parasolid 又は D-Cubed 製品を含むアカデミックライセンスソフトウェアに関する製品固有の条件を、両当事者が締結する別途の契約に記載します。
- 2.5 SISW が法人顧客に対して提供する標準保守サービスは、アカデミックライセンスソフトウェアには適用されません。SISW は、お客様に対して（個々の正規ユーザーに対してではありません。）、SISW が休日とする日を除き、日本現地時間で月曜から金曜までの午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、保守サービスを提供します。お客様は、アカデミックライセンスソフトウェアの保守を求めるお客様の全ての要求の管理及び解決を担当する知識が豊富な常勤の担当者を指名します。当該担当者は、支援を求めて SISW に問い合わせる前に、アカデミックライセンスソフトウェアに関連するお客様の問題を解決するために最善の努力を行います。当該担当者は、サービスを求める全ての請求を SISW に提出し、全ての設置先全体における SISW の保守サービスの受領も担当します。
- 2.6 保守サービスは、アカデミックライセンスソフトウェアが動作するように設計されたタイプのコンピュータ及びオペレーティング・システムにインストールされた場合に、最新版のアカデミックライセンスソフトウェアのみを対象として提供され、その内容は以下の通りです：(i) 電話サポートサービス。その内容は、アカデミックライセンスソフトウェアに固有の技術的な要求及び問題を担当する SISW の技術サポート担当者がサポートの要請に対応することです。(ii) 掲示板サービス。これにより、お客様は、ソフトウェアに関するサポート請求を電子的に記録し、リリース・ノート及びソフトウェア情報にアクセスすることができます。及び、(iii) SISW が利用できるようにした場合のアカデミックライセンスソフトウェアのアップグレードです。アップグレードには、追加料金でライセンスを受けることが可能な別個のソフトウェア・モジュールは含まれません。お客様は、その受領から 30 日以内又はお客様のその時点の学期の終了時のうちいずれか遅いほうの時点で、SISW から受領した本件ソフトウェアのアップグレードを全てインストールすることに同意します。
- 2.7 アカデミックライセンスソフトウェアを用いて作成された成果物及びその他のデータには、教育上の使用分野以外でのデータの使用を不能にする一定の制限が設けられている場合があります。お客様がアカデミックライセンスソフトウェアを用いて作成されたデータをその他の方法によって作成されたデータと組み合わせ又はリンク付けた場合、かかるその他のデータもこれらの制限の影響を受けることがあります。SISW は、お客様がアカデミックライセンスソフトウェアを用いて作成されたデータをその他の方法によって作成されたデータと組み合わせ又はリンク付けた場合であっても、何ら責任又は義務を負わないものとします。
- 3. スチューデントライセンスに適用される条項**。本件ソフトウェアが学生に対してスチューデントライセンスとして提供される場合、本契約中に定めるその他すべての条件及び条項に加え、以下の条件が適用されます。
- 3.1 期間限定ライセンスとして学生に提供されるスチューデントライセンスの期間は、スチューデントライセンスが学生に提供された日の翌月の初日から 1 年間、又は SISW が定めるより長い期間とします。
- 3.2 学生は、スチューデントライセンスの使用を、学位取得プログラムに直接的に関連する学術研究の追求に制限します。スチューデントライセンスは、学生がかかる許可を超えた場合又は超えようと試みた場合に、自動的に終了します。
- 3.3 スチューデントライセンスは、いかなる種類の保守サービスもなしで付与されます。
- 3.4 スチューデントライセンスにより作成された成果物及びその他のデータには、学術上の使用分野以外でのデータの使用を不能にする一定の制限が設けられています。学生がスチューデントライセンスを用いて作成されたデータをその他の方法によって作成されたデータと組み合わせ又はリンク付けた場合、かかるその他のデータもこれらの制限の影響を受けることがあります。SISW は、学生がスチューデントライセンスを用いて作成されたデータをその他の方法によって作成されたデータと組み合わせ又はリンク付けた場合であっても、何ら責任又は義務を負わないものとします。